

サービス利用までの流れ

①利用に向けた相談 … 市障がい福祉課又は相談支援事業所

※未就学のお子さんの場合、まずは市家庭支援課の保健師にご相談ください。

②計画案の作成 … 相談支援事業所

③申請 ④受給者証の発行 … 市障がい福祉課

※受給者証の発行までに 1 か月程度かかります。

⑤計画の作成 … 相談支援事業所

⑥契約・利用開始 … 事業所

手続き（てつづき）

障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサポートを利用するには、申請などの手続きが必要です。
市の担当窓口にご連絡ください。

八幡市役所健康福祉部障がい福祉課

TEL: 075-983-2129 FAX:075-981-8080



八幡市障がい者地域生活支援協議会 2025 年 3 月発行

発達が気になるお子さんの生活をサポートします。

や わ た

ニ コ ニ コ

マ ツ プ

こども版

八幡市内のお子さんの発達を支援するサービスを実施する事業所を紹介します。
みなさま、ぜひご活用ください。

サービス一覧

児セ	児童発達支援センター	地域のお子さんやその家族への相談、市内施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設です。
児発	児童発達支援	療育の必要があると認められた未就学のお子さんに対して、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放デ	放課後等デイサービス	就学中のお子さんに対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
保訪	保育所等訪問支援	保育園や認定こども園、幼稚園、小学校など療育以外の施設に通う発達の気になるお子さんが、他のお子さんとの集団生活がうまくいくように支援します。
短期	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。
移動	移動支援	移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う外出の支援サービスです。
日中	日中一時支援	お子さんを日常的に世話している保護者や介護者がいない時間帯に、見守りや日中の活動支援、療育などを提供する福祉サービスです。
児相	障がい児相談支援	サービスを利用する時に「障がい児支援利用計画」の作成や、モニタリングを行います。
相談	相談支援事業	発達の気になるお子さんやその家族の様々な相談に応じ、情報の提供や助言などを行います。